

第 4863 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

不動産譲渡に係る契約書と印紙税

Q：不動産譲渡の契約書に貼る収入印紙の税率の特例が設けられたとか。どのようになっているのですか？

A：平成26年4月1日以後に作成する契約書から適用されます。

【解説】

来年4月から消費税率が8%に上がることから、契約書に貼る収入印紙の税率について特例が設けられることとなりました。

この特例は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの適用となります。

内容は、以下のとおりです。

契約金額	軽減税率
1千万円以下	200円～5千円 (50%軽減)
1千万円超	1万円 (50%軽減)
5千万円以下	
5千万円超	3万円 (50%軽減)
1億円以下	
1億円超	6万円 (40%軽減)
5億円以下	
5億円超	16万円 (20%軽減)
10億円以下	
10億円超	32万円 (20%軽減)
50億円以下	
50億円超	48万円 (20%軽減)

